



年刊 『御坊さん』第30号

令和8年8月

発行

亀山本徳寺内・本徳寺廟所墓地管理部
姫路市亀山三四・☎079-235-0242

編集

亀山本徳寺内・真宗文化研究室

廟所墓地の管理の現状と

これからのお願い

西山廟所にお墓をお持ちの皆様へ

このたびは、日頃より西山廟所墓地の管理にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。ここでは、これまでの管理の歩みと現在直面している課題、そして今後をお願いについて、できるだけご理解いただけるようお伝えいたします。

廟所墓地諮問委員会
廟所墓地管理委員会

これまでの管理の歩み

このお墓は、江戸時代中ごろから本徳寺に関わるお寺やその門信徒によって使われ始めました。明治に入ると使用者が急増し、山の斜面を人の手で切り開きながら、少しずつ墓地が広げられていきました。雨水を

流す仕組みも、もとの地形をそのまま活かしたものでした。

草取りや土砂流出の防止、倒木の片付けなどは墓域も狭くお寺への奉仕精神に支えられ墓地環境の維持が保たれていました。勿論、それぞれのお墓とその周辺の管理は使用者自身に委ねられていました。

戦後になると新しい憲法や宗教法人法、墓地に関する法律が整備され、本徳寺が管理の責任を負うことになりました。本徳寺と関係の深い法性寺と真福寺を始めその他4ヶ寺が協力して管理運営にあたり、法務の実務は法務員がこの役目を引き受けていたと記録されています。

ただ、本徳寺自体の再建も終わっていない時期であり、すぐに手が回らない状況が続きました。

誰がどのお墓を使っているのかを示す台帳もなく、持ち主のわからない無縁墓も数多く残されていました。よってその墓地周辺は草は伸び放題で、掃除も行き届かない状態が長らく続いていたいました。

こうした問題を解決するには、まず管理の仕組みを整え、必要な資金を集めることが欠かせません。そこで使用者の代表と関係寺院が集まり、「墓地管理委員会」と「墓地諮問委員会」が発足しました。無縁墓の確認、台帳の整備、規則の制定、樹木や草の管理、管理料の集め方など、基本方針はこうして少しずつ形になっていきました。

中でも特に手間がかかったのが、無縁墓の整理です。撤去には法律で定められた手続きが必要で、一基ずつ札を掛けて持ち主を確認し、撤去許可を得るまでに数年を要しました。もちろん撤去や整備にも多額の費用が必要でした。

この資金をどう捻出するか。本徳寺前住職の大谷昭世氏が所有していた廟所上部の土地を提供いただき、新規墓地として開発することで解決を図りました。そこで得た利益を、無縁墓整備の費用に充てたのです。

さらに本徳寺本坊内に管理部を設け、規則づくりや台帳の管理、管理料の徴収を進めました。不十分な点は残るものの、管理体制は少しずつ整ってきています。とはいえ、山崎山南側斜面の約4000坪すべてが墓地として使われている現状では、十分な手入れが行き届いているとは言い難いのが実情です。